後訴に対して民事訴訟法 142 条の法意を類推適用して不適法却下した事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 4 月 20 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 34702 号
【事　件　名】 損害賠償等請求事件
【裁 判 結 果】 一部却下・一部棄却（控訴）
【参 照 法 令】 民事訴訟法 142 条
【掲　載　誌】 判時 2510 号 61 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25588985

青山学院大学教授 安見ゆかり

事実の概要

Ｘは商業用施設及び店舗等の内外装に関する企画・設計・施工等を業とする株式会社である。Y_1はＸの元取締役で、平成 26 年 7 月 1 日Ｘに入社し、平成 26 年 9 月 26 日にＸの取締役に就任したが、平成 28 年 1 月 18 日付でＸの取締役を辞任し、同月 31 日付でＸを退社、同年 2 月 2 日に共同被告Y_3社の取締役に就任している。Y_3社は、電気工事、建築工事等に関する調査、設計、製図、施工及び管理並びにそれらの請負及びメンテナンス業務等を目的とする株式会社である。

Y_1はＸ勤務当時、取締役であったのみならず、Ｘの営業の中心人物（ビジネスソリューション統括本部長）として、Ｘの全ての拠点の営業活動に決定権を有し、またＸの工事案件の売上・原価・粗利益等に対して承認を与え、責任を負う立場にあった。このY_1は平成 26 年 7 月 1 日、Ｘに入社する際、Ｘとの労働契約締結に伴い、競業避止及び秘密保持契約書を取り交わしていた。

Y_1は平成 28 年 1 月初旬、Ｘの全社会議において、Ｘの代表取締役P_1から衆目の面前で叱責されたことを契機として、Ｘからの退職を決意し、平成 28 年 1 月 18 日、同日限りでＸの取締役を辞任したい旨を記載した「辞任届」を作成し、これに署名押印をしたうえでＸに提出、同月 31 日Ｘを退職した。この際、Y_1は「秘密保持に関する誓約書（退職時）」と題する書面に記名押印している。このY_1入社時及び退職時に取り交わされた「秘密保持及び競業避止」契約書及び誓約書とは、Ｘの主張によれば、①Y_1がＸを退職した後も、Ｘと本件各取引先との間の請負契約の内容（請負代金額、原価率、利益率、下請会社等の情報）を漏洩してはならないという内容の秘密保持契約及び、②Y_1がＸを退職したときから 2 年間、Ｘと競合関係に立つ事業者に就職し、又は役員に就任しないという内容の競業避止契約である。

ところでY_1の退職後、大阪営業所の責任者で、大阪プロジェクト事業部長としてＡ社との請負に関する業務を担当していた被告Y_2が平成 28 年 3 月 15 日にＸを退職し、Y_3社に入社した。さらにY_2退職後に大阪事業所でY_2の部下として営業部門に所属していた従業員全員がＸを退職し、8 人[1]がY_3社に入社している。

そこでＸはY_1に対して①Y_1がＸの取締役に在職中、下請業者を無断で採用して粗利益率を低下させたことについて取締役の任務懈怠（会社法 423 条 1 項）による損害賠償の支払いを求め、また②Y_1がＸ退職後、Ｘの顧客に対してＸの信用を害する虚偽の事実を告知しただけでなく、競業会社の取締役に就任し、多数のＸ従業員を競業会社に転職させるとともに、競業会社にＸの顧客情報を漏洩してＸの顧客である本件各取引先を侵奪したと主張して、退職後の競業避止及び秘密保持に関する契約に違反した債務不履行、又は不法行為に基づく損害賠償請求として 7800 万 8244 円

の一部請求として 4727 万 1669 円の支払いを求める別訴を東京地裁に提起した（以下、先行訴訟という）。この先行訴訟において東京地裁は、令和 2 年 3 月 26 日、Y_1の取締役としての任務懈怠を認めて 1668 万 8580 円の限度で損害賠償請求を認めると共に、債務不履行等の責任を認めて、本件各取引先との関係でそれぞれ請求額の一部の損害を認め、Y_1に対して合計 3619 万 0641 円の支払いを命ずる判決を言い渡している。このためにY_1は、別訴に対して東京高等裁判所に控訴を申し立てている状況にある。

先行訴訟に対する控訴の提起後に、Xはさらに③Y_1及びY_2との間で退職後の競業避止及び秘密保持に関する契約を締結していたにも関わらず、両被告がいずれもX退職後にY_3社に入社し、Xの顧客情報等の秘密をY_3社に漏洩してXとの競業行為を行ったこと、④Y_1、Y_2、Y_3社が共謀して、Xの大阪事業所の従業員を引き抜きY_3社に移籍させるとともに、Xの取引先に対してXの信用を棄損する虚偽の事実を告知するなどしてXの取引先を侵奪し、Xに対して、取引先株式会社A及びA社の持ち株会社であるB株式会社に係る逸失利益相当額 3561 万 0576 円、並びに株式会社Cに係る逸失利益相当額 4242 万 6084 円（総額 7803 万 6660 円）の損害を与えたとして、Y_1、Y_2、Y_3各人に対して損害の一部又は全額を請求している（以下、本件訴訟という）。以下では専らY_1に対する請求について取り扱う。

判決の要旨

一部却下、一部棄却。

「(3) 本件訴訟と別訴における被告Y_1に対する各請求を比較すると、まず、いずれも同様の責任原因を主張するものであって、訴訟物は同一であると認められる。また、請求に係る損害の範囲に関して、別訴では、平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月までの 12 か月間におけるC社関係及びA社関係の逸失利益の合計額（7800 万 8244 円）に対する明示的な一部請求（4727 万 1669 円）とされているのに対し、本件訴訟においては、被告Y_1にはA社に係る 12 か月分の逸失利益（3561 万 0576 円）の一部（3076 万 4991 円）を請求するというのみで、どの期間に対応する逸失利益を主張するものであるかが明らかでないほか、本件訴訟で請求している損害（A社に係る逸失利益の一部）と別訴で請求している損害（C社及びA社に係る逸失利益の合計額の一部）とがどのような関係に立つかも判然としないのであるから、被告Y_1に対する本件訴訟が別訴における一部請求の残部を請求するものであると認めることはできず、両者の間には重複があるというべきである。

(4) 以上によれば、本件訴訟における被告Y_1に対する訴えは、別訴との関係で当事者が同一で、訴訟物も同一である上に、前記 (2) イのとおり別訴の第一審判決が言い渡されている現時点では、本件訴訟で原告が主張する損害についても別訴において審理が尽くされているというほかない。そして、被告Y_1に対する本件訴訟は、別訴が第一審に係属している間の平成30年11月5日、別訴における請求の拡張という方法があるにもかかわらず、あえて各別に提起されたものである。

そうすると、別訴に加え、本件訴訟における被告Y_1に対する請求について審理をするのは、両者で判断内容が矛盾抵触する可能性を生じさせ、審判の重複による訴訟不経済を生じさせるほか、相手方である被告Y_1に応訴の煩を強いることになるというべきであり、まさに民事訴訟法 142 条において二重起訴が禁止される場面と同様の状況にあると認められる。現に別訴においては、本件訴訟と同一の責任原因に基づく損害について、前記 (2) イで摘示した限度で認められるとの判決が示されているのであり、判断内容の矛盾抵触が生ずる可能性が顕在化しているものというべきである。

以上の点に鑑みれば、本件訴訟における被告Y_1に対する訴えについては、民事訴訟法 142 条の法意を類推して、不適法な訴えとして却下するのが相当というべきである。」

判例の解説

一　本判決の意義

本件訴訟は、先行訴訟の判決確定前に、先行訴訟の審判対象と実体法上同一の債権について提起されたものであり、本判決は、先ず先行訴訟と本

件訴訟が一部請求と残部請求の関係にあるかどうかについて検討した後、重複訴訟禁止の原則の法意を類推適用して本件訴訟を不適法却下したものである。本判決は、この重複訴訟禁止の原則の法意の類推適用を行う際に請求の基礎に遡って責任原因の同一性に着眼しており、学説の考え方を取り入れる傾向にある近時の下級審判決に一例を加えるものといえよう。そこで以下では、一部請求理論と重複訴訟の禁止を巡る従来の理論状況を確認し、本判決の評論に移る。

二　一部請求論について

一部請求論とは、数量的に可分の債権について、先にその一部を請求して判決が確定した後に、後訴において残部を請求することが許されるか否という問題である。この問題において考慮されるべき要素は、①原告の処分権、②被告の応訴の負担、③裁判所の重複審理による非効率であり[2]、学説では①②③のいずれの要素を重視するかにより、①全面否定説、②全面肯定説、③前訴で訴求債権が債権全体の一部である旨を明示している場合には、訴訟物はこの一部に限られて残部請求が許されるが、一部である旨を明示していない場合は債権全体が訴訟物であるとみなされて残部についての請求は認められないとする立場、④前訴の一部請求で原告が敗訴した場合には、既に前訴において債権全体の存否が審理されているので、残部の請求は信義則（又は既判力）によって許されないとする立場に分かれる[3][4]。

これに対して判例の立場は以下の通りである。すなわち、前訴において、訴求債権が債権全体の一部である旨を明示している場合には、訴訟物は当該一部の訴求債権に限られるが[5]、逆に前訴において一部請求である旨を明示されていない場合は、債権全体が訴訟物となる[6]。一部請求であることが明示されている場合、既判力は残部に及ばないが、明示されていない場合、既判力は残部を含めた債権全体に及ぶ。また一部請求の前訴において原告が全部又は一部敗訴した場合には、特段の事情がない限り、原告は後訴で残部請求をすることは、信義則に反して許されない[7]。

三　重複訴訟の禁止原則について

民事訴訟法 142 条は「裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。」と定め、係属中の訴訟と同一事件について後訴が提起されることを禁じている。これが重複訴訟の禁止の原則であり、この原則の適用によって、同一事件についての後訴が提起された場合に後訴は不適法却下される。重複訴訟禁止の原則が認められる根拠は、①応訴を二重に強いられる被告の負担、②裁判所が重複審理を強いられるという非効率、③裁判所の重複審理の結果生じかねない矛盾判断（又は既判力の抵触）の防止である。重複訴訟の禁止に関しては、古くからその拡張適用が論じられている[8]。それはすなわち 142 条にいう同一事件について、これを当事者の同一及び訴訟物の同一（同一訴訟物か否かは請求の趣旨及び原因により判断）から判断する従来の通説とは異なって、同一訴訟物だけにとどめず、より広く①「請求の基礎」を同じくする訴えも含めようとする立場（住吉説）、②「訴訟物たる権利関係が同一でなくとも、二つの事件における主要な争点が共通であれば、同一事件として後の別訴を禁じるべきである」[9] とする立場（新堂説）、そして③「訴訟物が同一でない場合にも、訴訟物たる権利関係の基礎となる社会関係が同一であり、主要な法律要件事実を共通にする場合には、142 条にいう事件としての同一性が認められる」（伊藤説）とする立場である[10]。これらの見解は、従来想定されてきた同一事件（同一当事者並びに請求の趣旨及び原因から判断する同一訴訟物）については後訴却下の立場を維持しつつも、請求の基礎に同一性が存する場合又は主要な争点が共通する場合等には後訴却下ではなく、同一手続での訴えの変更や反訴あるいは併合強制（又は中止）等の処理が講じられるべき旨を主張する[11]。さらに近年ではアメリカの「訴訟手続運営上の管理権限」[12] を参照し、訴訟運営の司法判断の抵触回避の観点から多様な処理を提唱する立場も登場している[13]。以上のような理論状況の中、本判決は、責任原因の同一性という表現を用いながら、請求の基礎の同一性によって事件の同一性を判断するという住吉説を取り入れたものと評価されている[14]。

四　評論

本件は、別訴の判決確定前に、実体法上の同一債権について訴訟が提起された事案である。Xが先行訴訟と本件の双方において「一部請求」である旨を主張したことから、重複訴訟について審理する前に、本件請求が残部請求といえるかどうかが審理されている[15]。しかし本件の請求には期間の特定がないために本件が残部請求であるとの認定ができず、本判決は本来の重複訴訟禁止の原則の審理に立ち戻り、先行訴訟との関係について検討を行っている。すなわちXは、先行訴訟においては①取締役の任務懈怠に基づく損害賠償責任及び②退職後の競業避止及び秘密保持に関する契約に違反した債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、本件においては③競業避止等の契約に違反した債務不履行に基づく損害賠償請求権及び④Y_1、Y_2、Y_3との共同不法行為による損害賠償請求権を行使しているが、Y_1に対する②と③④の事実関係はほぼ同一である[16]。しかし別訴におけるＡＣ各社についての請求と本件におけるＡ社分の請求との関係が明瞭でなく、また本件では一部請求といいながら期間が特定されていない。以上の点に鑑みて、本判決は本件を別訴の残部請求とはいえないとして、次に重複訴訟の観点から事件へのアプローチに移る。しかし重複訴訟の観点から見たとき、本件では請求の趣旨と請求原因から訴訟物が残部請求であることを認定できない[17]。そこで上述のXの②と③④の請求について、請求の基礎に存する責任原因の同一性に着眼し、本件訴訟の訴訟物が先行訴訟の訴訟物と同一であると判断している。これはつまり、伝統的立場に従えば142条における後訴却下の要件が同一当事者間の同一訴訟物とされていることから、訴訟物を同一であると措定することにより142条による後訴却下を可能とするための便法と思われる。そしてここでの訴訟物の同一は、請求の趣旨と原因から直接に導かれたものではなく、請求の基礎に遡って措定されたものであるが故に、本判決は142条の適用ではなく、142条の法意の類推という表現を用いて却下したものと思われる。本判決において、何故に先行訴訟との関係や期間等についての釈明が功を奏しなかった[18]かは明らかではないが、実務上、訴え却下は裁判所による制裁的色彩が強いという指摘もあり、Xが釈明に応じなかった可能性がある。

●――注

1）東京地方裁判所平成29年（ワ）第24404号損害賠償請求事件参照。

2）納屋廣美「一部請求と残額請求」民事訴訟法の争点〔第3版〕（増刊ジュリ）（1998年）144頁以下に詳しい。

3）学説の分類については、高橋宏司『重点講義　民事訴訟法　上〔第二版補訂版〕』（有斐閣、2013年）97頁、井上治典「判批」リマークス19号（1999年）126頁参照。

4）一部であることの明示は信義則上の義務であり訴訟物を確定するものではないとするのは三木浩一「一部請求論の展開」慶應義塾創立150周年記念法学部論文集『慶応の法律学　民事手続法』（慶應義塾大学法学部、2008年）195頁以下。

5）最判昭37・8・10民集16巻8号1720頁。

6）最判昭32・6・7民集11巻6号948頁。

7）最判平10・6・12民集52巻4号1147頁。

8）住吉博「二重起訴禁止の範囲と効果」民事訴訟法の争点（増刊ジュリ）（1979年）150頁以下、高橋・前掲注3）123頁、三木浩一「重複訴訟論の再構築」法学研究68巻12号（1995年）115頁以下参照。

9）新堂幸司『民事訴訟法（現代法学全集）』（筑摩書房、1970年）157頁。

10）伊藤眞『民事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣、2021年）235頁以下。

11）新堂・前掲注9）158頁以下。住吉博「重複訴訟禁止原則の再構成」法学新報77巻4＝6合併号（1970年）142頁以下。

12）三木・前掲注8）134頁。

13）三木・前掲注8）参照。

14）東京地判令3・4・20判時2510号61頁以下の匿名コメント62頁参照。

15）訴訟係属中の残部請求について住吉・前掲注11）135頁。

16）もっとも先行訴訟の損害総額が7800万8244円であるのに対して本件訴訟における損害総額は7803万6660円であり、両者の請求総額は異なっている。通常の一部請求と残部請求では債権総額の一致を前提としているので、この総額の不一致は先行訴訟と本件訴訟の関係を不明瞭にしている。

17）残部請求といえないならば全額請求と解する余地もある。先行訴訟の訴訟物は債権の一部であるが一部敗訴しているので既に債権全体について審理されており、本件の訴訟物が債権全額であるので、債権全体について審理の重複が存在するとして重複訴訟の法意の類推を導くこともできよう。

18）前掲注14）匿名コメント62頁以下。